

## 令和4年度エシカル消費推進事業委託業務 プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和4年7月29日

くらし安全・消費生活課長

### 1 業務の概要

#### (1) 業務名

令和4年度エシカル消費推進事業業務

#### (2) 業務の目的

エシカル消費イベントの開催、エシカルな消費行動につながる商品やサービスの提供を行っている事業者のマップの作成・公表等を通じて、消費者・事業者の垣根を超えたネットワークの形成が促進されるとともに、県民一人ひとりの良心と結びついた消費行動が、事業生産活動に影響を与え、持続可能な未来をつくる好循環が構築された長野県を目指す。

#### (3) 業務内容

- ① エシカル消費イベント（仮称：ながのエシカルイベント）の企画・運営
- ② 「ここからエシカルMAP」の作成サポート

#### (4) 仕様等

別添仕様書（案）のとおり

※仕様書（案）の委託業務内容は現時点での予定であり、今後、提案内容等をふまえて契約当事者間の協議に基づき変更する可能性がありますので、ご了承ください。契約後の仕様変更については、その都度委託者から協議します。

#### (5) 企画提案を求める具体的内容の項目

##### ① 実施体制

- ア 運営体制及び県窓口等との連携
- イ 類似事業の履行実績
- ウ 個人情報の取り扱い

##### ② 事業内容

- ア 事業計画（スケジュール含む）
- イ イベント内容
  - (a) イベントの告知方法
  - (b) ミニイベント（イベント全般）
  - (c) ながのエシカルイベント（イベント内容）
- ウ ここからエシカルMAP（サポート体制）

##### ③ その他（①、②以外で特に提案する事項やアピールする点）

④業務等に関する経費及びその内訳

- (6) 履行期間 契約締結日から令和5年3月20日(月)まで  
(7) 費用の上限額 3,018,950円(消費税額及び地方消費税の額を含む。)

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。  
(2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。  
(3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月18日付け22建政技第337号)に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。  
(4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。  
(5) 法人にあつては、県税、消費税及び地方消費税、個人にあつては県税、消費税、地方消費税及び個人住民税(個人の市町村民税・県民税)を完納していること。  
(6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。  
(7) 契約後の長野県庁で行う打ち合わせに参加できること。  
(8) 過去5年以内に、同種又は類似の業務の実績を有すること。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限((5)①)までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

- (1) 参加申込書の作成様式  
様式第3号による。  
(2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式  
様式第3号の附表による。  
(3) 参加申込書記載上の留意事項  
同種又は類似の業務の実績については、これを証する契約書の写しを添付してください。  
(4) 担当課・問い合わせ先

|                                |                                 |
|--------------------------------|---------------------------------|
| 〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2 |                                 |
| 長野県県民文化部くらし安全・消費生活課(県庁西庁舎2階)   |                                 |
| 担当                             | 北林 郁子                           |
| 電話                             | 026-235-7286(直通)                |
| 電子メール                          | kurashi-shohi@pref.nagano.lg.jp |

(5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

① 提出期限 令和4年8月8日(月)

(土曜日、日曜日及び休日\*は除く。提出時間は午前8時30分から午後5時まで。)

【(注) 長野県の休日を定める条例(平成元年長野県条例第5号)第1条に規定する県の休日  
をいう。以下同じ。】

② 提出先 3(4)に同じ。

③ 提出方法 持参又は郵送とします。

ただし、郵送の場合は提出期限までにくらし安全・消費生活課に到達したものに限り  
ます。郵送で提出した場合は、提出期限前に到達したかを電話で担当者に確認して  
ください。

(6) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査  
します。

(7) 非該当理由に関する事項

① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、  
該当とならなかった旨及びその理由(非該当理由)を企画提案書の提出期限(6(4)①)  
の3日前までに、書面によりくらし安全・消費生活課長から通知します。

② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(土曜  
日、日曜日及び休日は除く。)以内に、書面(様式自由)によりくらし安全・消費  
生活課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日  
から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に書面により回答  
します。

④ 非該当理由の説明請求の受付

ア 受付場所 3(4)に同じ。

イ 受付時間 上記②の期間中、午前8時30分から午後5時まで。(土曜日、  
日曜日及び休日は除く。)

(8) その他の留意事項

① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。

② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出して  
ください。

4 説明会

説明会は開催しません。

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

(1) 受付場所 3(4)に同じ。

(2) 受付期限 令和4年8月22日(月)まで。

(3) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は  
除く。)

(4) 受付方法 業務等質問書(様式第6号)を電子メール等により提出する  
ものとします。

(5) 回答方法 くらし安全・消費生活課長が求める企画提案項目に係る  
質問及び企画提案書の提出等手続に係る一般的な質問の場合は、令和4  
年8月29日(月)までに長野県公式

ホームページで公表します。

## 6 企画提案書の作成・提出

### (1) 提出書類

- ① 企画提案書（様式第8号）及び企画書（任意様式 両面印刷可、通しページを付すこと）
- ② 経費見積書
- ③ 会社概要やパンフレット

### (2) 企画書記載上の留意事項

- ① 企画書は、仕様書（案）の内容を踏まえた上で、1（5）の選定基準を参考に提案してください。
- ② 業務に要する経費は、本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載してください。また、経費の合計額は1（7）に示す費用の上限額以内となるようにしてください。
- ③ 当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の企画協力を受けて業務を実施する場合はその旨を企画書に記載すること。ただし、業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託することはできません。

### (3) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- ① 受付場所 3（4）に同じ。
- ② 受付時間 午前8時30分から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）
- ③ 受付方法 業務等質問書（様式第6号）は電子メール等により提出するものとします。
- ④ 回答方法 企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開とし、質問者に対してはメール等により回答します。

### (4) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和4年8月29日（月）（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前8時30分から午後5時まで。）
- ② 提出先 3（4）に同じ。
- ③ 提出部数 7部（原本1部、コピー6部、会社案内は1部）
- ④ 提出方法 持参又は郵送とする。

※郵送の場合は提出期限までにくらし安全・消費生活課に到達したものに限り  
ます。

郵送で提出した場合は、必ず、提出期限前に到達したかを電話で3（4）の  
担当者に確認してください。

### (5) 企画提案の選定基準

企画提案は、別添令和4年度エシカル消費推進事業プロポーザル審査表に基づいて選定されます。

### (6) 企画提案の選定の方法

- ① 企画提案の配点の合計点について最高点となったものを選定します。なお、審査の結果、最高点となった者の評価点が500点満点中300点以下の場合は選定しません。
- ② 企画書の選定に当たっては、令和4年度エシカル消費推進事業イベント業務公募型プロポーザル評価会議を設置し、提出書類及びプレゼンテーションにより審査を行いますので、出席してください。
- ③ プレゼンテーションの実施日時及び場所  
令和4年9月1日（木）（会場及び時間は各参加者へ個別に連絡します。）

(7) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

- ① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書によりくらし安全・消費生活課長から通知します。
- ② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書によりくらし安全・消費生活課長から通知します。
- ③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書（様式第13号）及び審査結果集計表を長野県公式ホームページに掲載するとともに、くらし安全・消費生活課において閲覧に供します。

(8) 非選定理由に関する事項

- ① (7) ②の見積業者非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）によりくらし安全・消費生活課長に対して非選定理由について説明を求めることができます。
- ② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。
- ③ 非選定理由の説明請求の受付
  - (ア) 受付場所 3(4)に同じ。
  - (イ) 受付時間 上記①の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(9) その他の留意事項

- ① 提案書は複数提出することはできません。
- ② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。
- ③ 提出された企画提案書は、返却しません。
- ④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。
- ⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添「委託契約書（案）」のとおり

8 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで、メールによる場合は該当日の午後5時までに）に、見積書（様式第14号）を指定された方法によりくらし安全・消費生活課長に提出するものとします。
- (2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加につ

いて不利益な扱いを受けることはありません。

## 9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、くらし安全・消費生活課において閲覧に供します。

## 10 その他

### (1) 契約書作成の要否

必要とします。

### (2) 関連情報を入手するための窓口

|                                |                                 |
|--------------------------------|---------------------------------|
| 〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2 |                                 |
| 長野県県民文化部くらし安全・消費生活課（県庁西庁舎 2 階） |                                 |
| 担当                             | 北林 郁子                           |
| 電話                             | 026-235-7286（直通）                |
| 電子メール                          | kurashi-shohi@pref.nagano.lg.jp |

(3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。

(4) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。

(5) 本業務の委託仕様書は契約候補者が提出した提案書が基本となりますが、契約候補者と県との協議により最終的に決定します。なお、協議が整わなかった場合は、契約を締結せず、次点者と協議を行うものとします。